

# 檢討資料

## (3) 報 酬 關 係

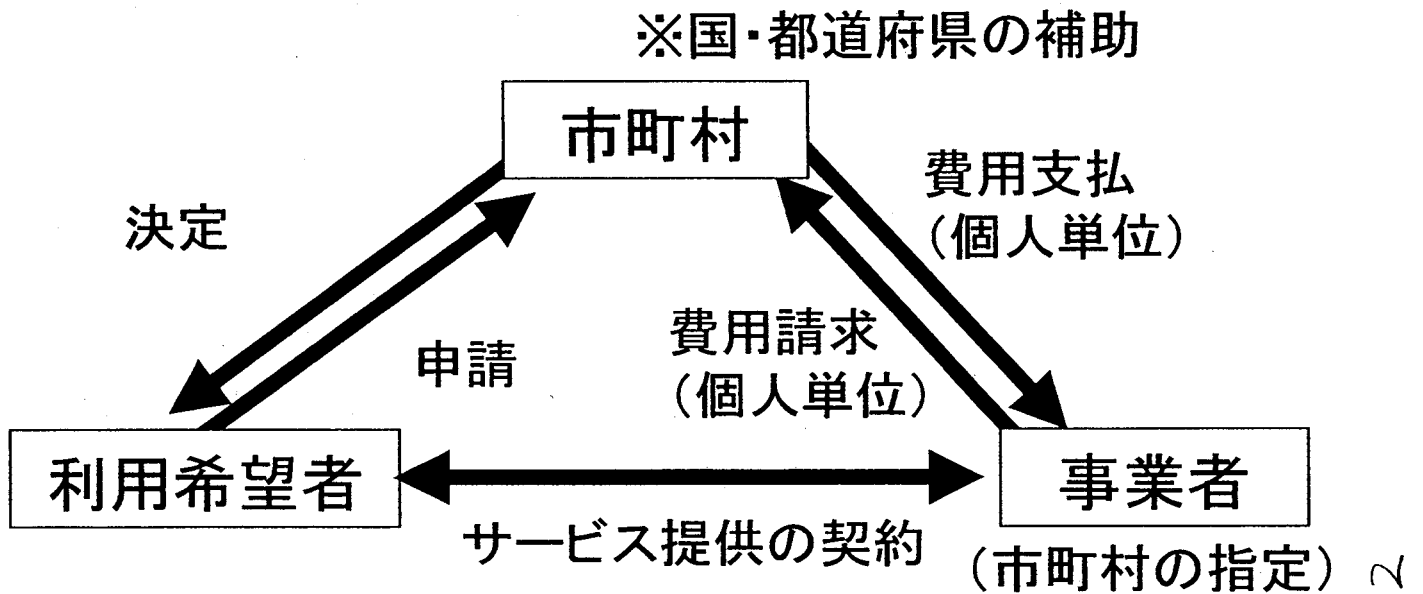
## 支援費制度と精神保健福祉制度の仕組み

	支援費制度	精神保健福祉制度(福祉)
利用形態	契 約	契 約
利用者負担	施設・在宅とも直接サービスに係る部分は応能負担	施設・在宅とも直接サービスに係る部分は原則負担なし (施設は食費等は自己負担)
費 用	公 費	公 費
支払形態	個人単位	施設 施設単位 在宅 個人単位
負 担 者	施設・在宅とも 市町村が支弁 (国、都道府県補助)	施設 都道府県が支弁 (国補助) 在宅 市町村が支弁 (国、都道府県補助)

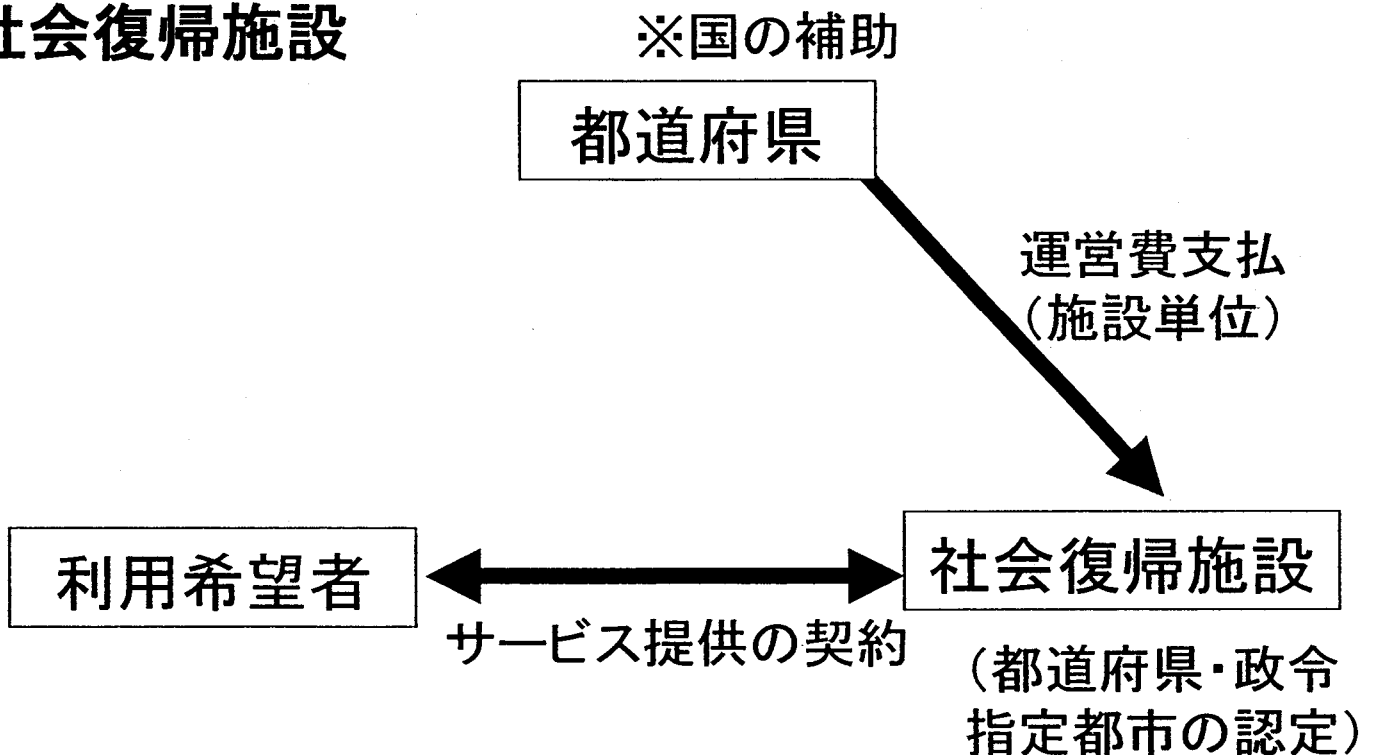
(注) 支援費と精神保健福祉制度は、契約という意味では共通であるが、その他の費用関係の仕組みは大きく異なっている。

# 精神障害者利用決定の流れ

## ホームヘルプ等



## 社会復帰施設

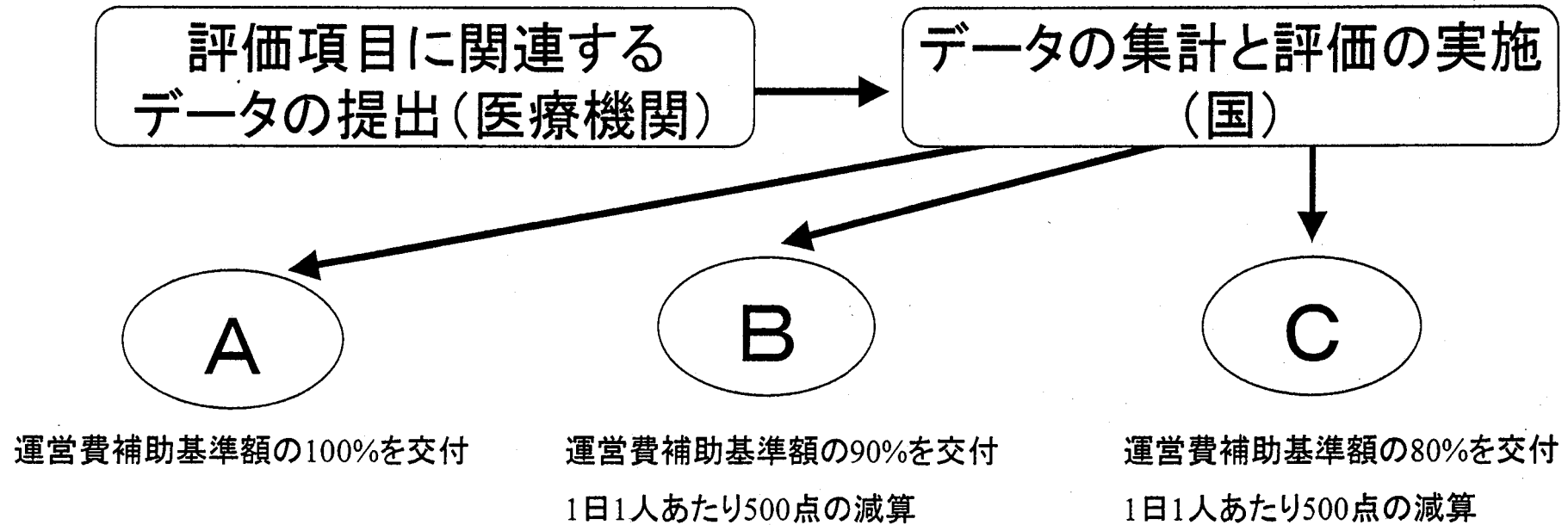


<法律等に定める目的の整理表>

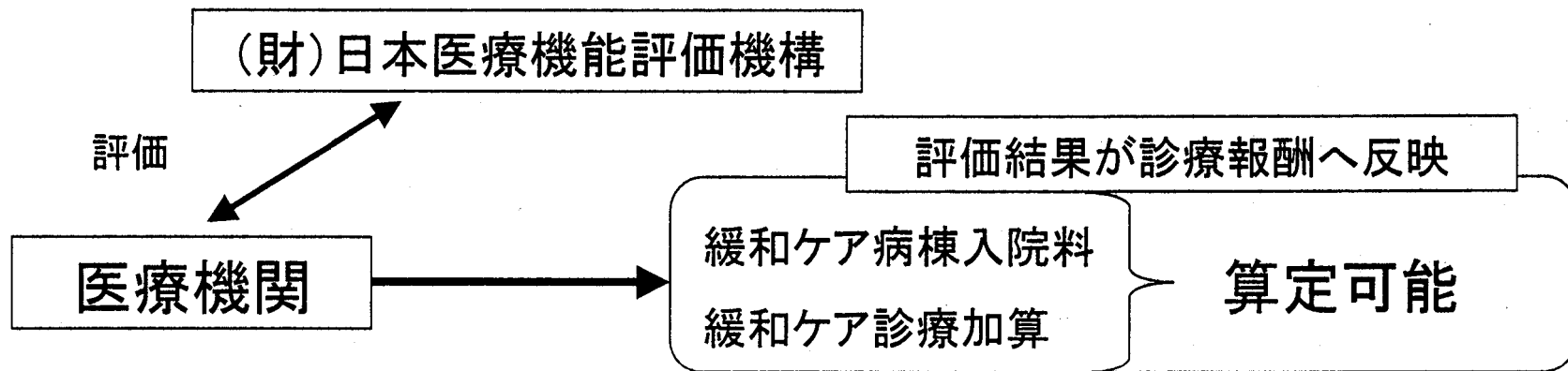
施設種別	施設の概要							
	精神障害者生活訓練施設	精神障害者福祉ホーム		精神障害者授産施設			精神障害者福祉工場	精神障害者地域生活支援センター
		A型	B型	通所授産施設	入所授産施設	小規模通所授産施設		
施設概要	精神障害者のため家庭において日常生活を営むのに支障がある精神障害者が日常生活に適應することができるように、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、その者の社会復帰の促進を図る施設	現に住居を求めている精神障害者に対し、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、その物の社会復帰の促進及び自立の促進を図る施設	現に住居を求めている精神障害者に対し、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、その物の社会復帰の促進及び自立の促進を図る施設	雇用されることが困難な精神障害者が自活することができるように、低額な料金で、必要な訓練を行い、及び職業を与えることにより、その者の社会復帰の促進を図る施設	雇用されることが及び住居の確保が困難なものを一定期間入所させて、精神障害者が自活することができるように、低額な料金で、必要な訓練を行い、及び職業を与えることにより、その者の社会復帰の促進を図る施設	雇用されることが困難な精神障害者が自活することができるように、低額な料金で、必要な訓練を行い、及び職業を与えることにより、その者の社会復帰の促進を図る施設	通常の事業所に雇用されることが困難な精神障害者を雇用し、及び社会生活への適應のために必要な指導を行うことにより、その者の社会復帰の促進及び社会経済活動への参加の促進を図る施設	地域の精神保健及び精神障害者の福祉に関する各般の問題につき、精神障害者からの相談に応じ、必要な指導及び助言を行うとともに、併せて保健所、福祉事務所、精神障害者社会復帰施設等との連絡調整、その他の援助を総合的に行う施設
対象者	入院の必要はないが、精神障害のため独立して日常生活を営むことが困難と見込まれる者であつて、かつ、社会復帰を希望する者のうち次の各号に該当する者 (1)共同生活を営める程度の者 (2)精神科デイ・ケア施設、精神障害者小規模作業所等に通える程度の者	家庭環境、住宅事情等の理由により、住宅確保が困難であるため、現に住居を求めている精神障害者であつて、次の各号に該当する者 (1)日常生活において介護を必要としない程度に生活習慣が確立している者 (2)継続して就労ができる見込みがある者	病状は安定していても必ずしも入院治療を必要としないが、意欲面の障害若しくは逸脱行動の症状を有する、又は、高齢化による一定程度の介助を必要とする状態にある精神障害者で、一定程度の介助があれば、日常生活を営むことができる者	雇用されることが困難な精神障害者であつて、かつ、将来就労を希望する者	家庭環境、住宅事情等の理由により、住宅確保が困難であるため、現に住居を求めている精神障害者であつて、次の各号に該当する者 (1)共同生活を営める程度の者 (2)雇用されることが困難な精神障害者であつて、かつ、将来就労を希望する者	雇用されることが困難な精神障害者であつて、かつ、将来就労を希望する者	精神障害者授産施設等において指導訓練を受け、一般企業に就労できる程度の作業能力を有しているが、対人関係、健康管理等の事由により、一般企業に就労できない精神障害者	地域で生活している精神障害者
定員	20名以上	10名以上	おおむね20名	20名以上	20名以上30人以下	10名以上20名未満	20名以上	-
利用期間	原則2年以内、ただし、真にやむを得ない場合は1年を超えない範囲内で、1回に限り延長することができる。	原則2年以内、ただし必要な場合は、延長することができる。	原則5年以内、ただし必要な場合は、延長することができる。	利用者各人の作業能力等により当該施設において適宜決定する。	利用者各人の作業能力等により当該施設において適宜決定する。	利用者各人の作業能力等により当該施設において適宜決定する。	-	-
住まい	○	○	○		○			
マネジメント	△							○
生活訓練	○							
機能訓練				△	△	△	△	△
職業訓練				△	△	△		
雇用							△	
憩いの場								△

# 施設の機能評価を補助金・診療報酬へ反映させている例

## 1. 全国の救命救急センターにおける機能評価



## 2. 日本医療機能評価機構による評価結果の反映



## 救命救急センターの充実段階の評価方法について (平成16年度以降)

- 1 「救急医療対策事業等の現況調について（平成15年12月末現在）」による調査の回答結果等に基づき、「救命救急センターの評価項目及び配点」に基づく配点を行い、その合計点数の区分に応じ、次表のと通りの「充実段階」として評価する。

19点以上	充実段階A
12点以上18点以下	充実段階B
11点以下	充実段階C

- 2 上記の充実段階に関わらず、下記内容のすべてを満たす救命救急センターについては、「充実段階A」として評価する。

- ・ 重症患者数 750人以上 かつ
- ・ 在院日数 7日以内 かつ
- ・ 病床利用率 75%以上 かつ
- ・ 診療点数 12,000点以上 かつ
- ・ 院外患者受入率 55%以上

5

## 救命救急センターの評価項目及び配点

- 1 二次医療圏における救急医療関係者協議会への参加状況
  - ・ 参加していない :  $\Delta$ 1点
  
- 2 併設(母体)病院内におけるセンター機能の評価委員会の設置状況
  - ・ 有 : 1点
  - ・ 無 : 0点
  - ※ 単独センターにおいては、センター内設置で加点
  
- 3 空床確保の責任体制
  - ・ 併設(母体)病院で確保 : 2点
  - ・ センターで確保 : 0点
  - ※ 単独センターにおいては、センター確保で加点
  
- 4 空床確保数
  - ・ 5床以上 : 3点
  - ・ 4床 : 2点
  - ・ 3床 : 1点
  - ・ 特に確保に努めていない。0~2床 : 0点
  - ※ 確保病床数に幅がある場合は、平均、端数切り上げ
  
- 5 センター担当医師の勤務体制
  - ・ 救急医による専任チーム体制 又は  
救急医を核とし各診療科との協力で専任チーム体制 : 3点
  - ・ 救急医を核とした各診療科との当直体制 : 2点
  - ・ その他 : 0点
  
- 6 救急専用電話の有無
  - ・ 有 : 1点
  - ・ 無 : 0点
  
- 7 救急専用電話の対応体制
  - ・ センター専任医、その他の医師 : 1点
  - ・ 上記以外 :  $\Delta$ 1点

8 「受け入れ不可」の判断体制

- ・ 病院長、センター長、センター専任医以外 :  $\Delta 1$ 点

9 救急救命士に対する指示体制

- ・ 救急専用電話により、必ず医師が即応以外 :  $\Delta 1$ 点

10 診療データの集計・分析

- ・ 傷病別患者数（入院、外来、月別）
  - ・ 重傷度分類患者数（入院、外来、月別）
  - ・ 外傷患者の各種スコア
  - ・ その他
- } : 1点 (全て揃って)
- : 0点

11 救急医療についても検討する倫理委員会の設置状況

- ・ 有 : 1点
- ・ 無 : 0点

12 深夜帯におけるセンターの医師数

- ・ 5人以上 : 3点
- ・ 4人 : 2点
- ・ 3人 : 1点
- ・ 2人以下 : 0点

13 深夜帯におけるセンター以外の医師数

- ・ 2人以下 :  $\Delta 1$ 点

14 センター病床の稼働率

(1) 集中治療病室のみ

- ・ 60%未満 :  $\Delta 1$ 点

(2) 集中治療病室以外

- ・ 70%未満 :  $\Delta 1$ 点

15 重症傷病者数

- ・ 1,000人以上 : 3点
- ・ 750人以上、1,000人未満 : 2点
- ・ 500人以上、750人未満 : 1点
- ・ 500人未満 : 0点

※ 30床未満のセンターのみ、患者数を30床換算する。



16 専任医師数

- ・ 5人以上 : 3点
- ・ 5人未満 : 0点

17 平均在院日数

- ・ 7日以内 : 3点
- ・ 7日超、11日以内 : 2点
- ・ 11日超、14日以内 : 1点
- ・ 14日超 : 0点

センター病床40床  
以上の場合  
3点  
2点  
1点

※ ただし、適用に当たっては、  
14(2)が80%以上であること。

18 センター患者1人当たり平均入院診療点数

- ・ 10,000点以上 7,000点以上 : 2点
- ・ 10,000点未満 7,000点未満 : 0点

※ ただし、適用に当たっては、14(2)が80%以上であること。

19 救命救急士の研修受け入れ実績

- ・ 250人日以上 : 3点
- ・ 150人日以上、250人日未満 : 2点
- ・ 100人日以上、150人日未満 : 1点
- ・ 100人日未満 : 0点

8

【追加される項目及び配点】

20 貴院における医療事故防止に関するマニュアル

- ・ 無し : △1点

21 貴院における医療事故防止・患者安全をテーマにした研修

- ・ 実施していない : △1点

22 貴院における研修は年2回以上、又は、各部門（医師、看護師、診療技術、事務）別において年2回以上実施

- ・ している : 2点
- ・ していない : 0点

23 貴院における日本救急医学会専門医または認定医

- ・ いない : △1点（日本救急医学会指導医がいるなら減点しない）

24 貴院における日本救急医学会専門医数（認定医数及び認定医資格も持つ指導医数含む）

(1)センター専任医数

- ・ 5人以上 : 3点
- ・ 4人 : 2点
- ・ 3人 : 1点
- ・ 0～2人 : 0点

(2)センター外常勤医

- ・ 5人以上 : 1点
- ・ 5人未満 : 0点